

令和 元年 5月23日

昭島市長

白 井 伸 介 殿

昭島市行政不服審査会会長

下 里 和 夫

義務教育就学児医療費助成制度受給資格消滅の処分に係る審査  
請求について（答申）

平成31年3月15日付け30子支指第451－6号にて諮問のあった下記の件に  
ついて、別紙のとおり答申します。

記

諮問第3号

義務教育就学児医療費助成制度受給資格消滅の処分に係る審査請求（30子  
支第451号）について



## 答 申 書

### 諮問第3号

義務教育就学児医療費助成制度受給資格消滅の処分に係る審査請求（30子支第451号）について

#### 第1 審査会の結論

審査請求人が平成30年10月20日付けで提起した処分庁が行った義務教育就学児医療費助成制度受給資格消滅の処分に係る審査請求（30子支第451号）（以下「本件審査請求」という。）については、棄却すべきである。

#### 第2 事案の概要

- 1 平成30年7月30日、審査請求人は、その養育する2人の児童について昭島市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年昭島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づく医療費の助成を受けるため、義務教育就学児医療費助成制度（平成30年度）現況届を処分庁昭島市長に提出した。
- 2 処分庁は、平成30年度（平成30年10月1日から令和元年9月30日まで。以下同じ。）も引き続き、義務教育就学児医療費助成制度（以下「本制度」という。）の対象者であるか否かを判断するため、審査請求人の平成29年中の所得状況を確認したところ、所得制限を超えていることを確知した。
- 3 平成30年9月10日、処分庁は、審査請求人の本制度に係る受給資格を消滅させる処分（以下「本件処分」という。）を行い、「義務教育就学児医療費助成制度受給資格消滅通知書」により審査請求人にその旨を通知した。
- 4 平成30年10月20日、審査請求人は、審査庁昭島市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

#### 第3 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、平成30年中の収入が平成29年中より200万円下がり、市・都民税や国民健康保険税の支払も高額で負担感が大きくなっているにもかかわらず、義務教育就学児医療費助成が受けられなくなると経済的に厳しくなるとの理由から、本件処分は違法又は不当であると主張し、本件処分を取り消して、本制度に係る医療証の交付をするよう求めている。

る。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、以下のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 本制度は、東京都が定める義務教育就学児医療費助成事業実施要綱（平成19年5月7日福保保助第1049号福祉保健局長決定）に基づき、昭島市が条例及び昭島市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則（平成19年昭島市規則第19号。以下「規則」という。）を制定し行っている。

(2) 本制度は、一定の所得水準以上にある世帯を助成しない、いわゆる所得制限を設けており、また、子育て推進の一環として、子育て世帯に対する経済的支援を目的とした児童手当制度を範にしている部分が多く、当該所得制限における限度額の定め方並びに所得の範囲及び計算方法は、児童手当制度に準拠し、次のように定めている。

ア 所得の限度額については、条例第4条第1項において児童を養育している者の控除対象配偶者及び扶養親族並びにこれらの者以外の児童で前年の12月31日において生計を維持していたもの（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて規則で定める額としており、規則第4条において扶養親族等がないときは622万円、扶養親族等があるときは622万円に扶養親族等1人につき38万円（扶養親族等が70歳以上のときは44万円）を加算した額としている。

イ 所得の範囲については、規則第8条において毎年10月1日を医療証の更新時期としており、条例第4条第1項及び規則第5条において1月から9月までの期間については前々年の所得、10月から12月までの期間については前年の所得とし、市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得としている。

ウ 所得の計算方法については、規則第6条第1項において地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額をはじめ、退職所得金額、山林所得等の各種の所得の額の合計額から8万円を控除した額と定め、また、同法の規定による控除のうち規則第6条第2項各号に該当する者については当該各号に定める額を控除することとしている。

(3) 本件においては、審査請求人の扶養親族等の数は4人であり、いずれの扶養親族等も70歳未満であることから、所得の限度額は、(2)アのとおり622万円に152万円（38万円×4）を加算した774万円であ

る。次に所得の範囲であるが、平成30年度の医療証の更新に当たり、審査請求人から義務教育就学児医療費助成制度（平成30年度）現況届が提出されたものであることから、（2）イのとおり当該範囲は前年である平成29年中の所得である。平成29年中の所得について、課税台帳により確認したところ、審査請求人の総所得金額は877万5千円であった。（2）ウにより算出される審査請求人の所得の額（以下「所得の額」という。）は、規則第6条第2項各号については該当しないため、同条第1項により総所得金額から8万円を控除した額である。よって、877万5千円から8万円を差し引いた869万5千円が審査請求人の所得の額になる。

（4） 以上のことから、審査請求人の所得の額が所得の限度額を超えているため、条例第4条第1項に基づき本件処分をしたものである。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

##### 2 審理員意見書の理由

###### （1） 義務教育就学児医療費助成制度について

本制度については、東京都が定める義務教育就学児医療費助成事業実施要綱に基づき、昭島市が条例及び規則を制定し行われている。

###### （2） 所得制限について

本制度は、一定の所得水準以上にある世帯を助成しない、いわゆる所得制限を設けており、当該所得制限における限度額の定め方並びに所得の範囲及び計算方法は、児童手当制度に準拠し定められている。

###### （3） 本件処分の妥当性について

ア 平成30年度の本制度に係る受給資格の有無については、規則第5条の規定により平成29年中の所得により判定することとされている。

イ 審査請求人の平成29年中の所得に係る扶養親族等の数は、証拠書類資料2により4人であり、いずれも所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）

（ただし、平成30年度の本制度に係る受給資格の有無の判定に当たっては、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）による改正前の所得税法に規定する老人控除対象配偶者）又は老人扶養親族に該当しない。したがって、本制度におけ

る審査請求人に係る制限所得金額は、規則第4条の規定により622万円+38万円×4人=774万円である。

ウ 審査請求人の平成29年中の総所得金額は、証拠書類資料2により877万5千円であり、また、審査請求人には規則第6条第2項各号で定める控除事由が存しないことから、同条第1項の規定により総所得金額から控除すべき額は8万円である。結果、審査請求人の本制度適用に当たっての所得金額は869万5千円であり、これは前記イの制限所得金額774万円を超えている。

エ よって、審査請求人に平成30年度の本制度に係る受給資格がないとした本件処分は妥当である。

オ なお、本制度の所得制限は児童手当制度に準拠しており、その年の受給資格の有無を前年又は前々年の所得によって判定する手法は、他の福祉目的の助成や手当の制度においても広く用いられている。当該所得制限における限度額の定め方並びに所得の範囲及び計算方法を含め、一定の合理性があるものと考えられる。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成31年3月15日 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理

平成31年4月10日 調査審議

令和元年5月14日 調査審議

## 第6 審査会の判断の理由

審理員意見書の結論及びその理由は、相当として是認することができる。

なお、審査請求人は、平成30年中の収入が平成29年中より200万円少なくなってもかかわらず、平成30年度の受給資格を消滅させたことを不服としていると認められるが、本制度は、第3の2(1)及び(2)のとおり、条例及び規則に基づき実施されており、その定めるところによれば、平成30年度の受給資格の有無の判定は、平成29年中の所得によるのであって、それ以外の期間のいかなる時点における収入状況をもしん酌すべき制度上の仕組みは存しない。

本件処分は、条例及び規則に則って適切に行われていることから、適法に行われたとすることができる。

よって、第1「審査会の結論」のとおり答申する。